

美唄市建設工事等指名業者選定基準

平成19年4月1日

美唄市庁達第23号

(趣旨)

第1条 この基準は、美唄市財務規則(昭和41年美唄市規則第4号)第125条に定める指名基準の細則を定めるもののほか、市が発注する建設工事及び建設工事に係る業務の委託の指名競争入札及び見積合わせの参加者(以下「入札参加者」という。)の選定について必要な事項を定め、もって厳正かつ公正な入札の執行を図るものとする。

(入札参加者数)

第2条 入札参加者の数は、次の各号の定めるところによる予定価格の区分に応じ選定するものとする。ただし、やむを得ないと認める場合は、各号に規定する数未満の者を選定することができる。

- | | |
|-------------------------|-------|
| (1) 200万円未満 | 3業者以上 |
| (2) 200万円以上5,000万円未満 | 4業者以上 |
| (3) 5,000万円以上15,000万円未満 | 5業者以上 |
| (4) 15,000万円以上 | 6業者以上 |

(入札参加者の選定)

第3条 入札参加者は、次の各号のいずれかにより選定しなければならない。

- (1) 当該工事の工種に応じ、別表2に掲げる工事発注の標準となる予定価格に相応する等級に格付された者の中から選定しなければならない。ただし、必要と認める場合は、直近上位の等級に格付された者の中から選定することができる。
- (2) 工事の施工上、専門的な技術を要する特殊工事又は特に必要ある工事の場合は、当該工事の等級以上の者の中から選定しなければならない。
- (3) 予定価格が全体計画の一部の場合は、全体の予定価格に対応する等級に格付された者を選定しなければならない。ただし、必要と認める場合は、直近上位の等級に格付された者の中から選定することができる。
- (4) 条例、規則等に定める工事施工の場合は、その条例、規則等で指定を受けた者の中から選定するものとする。
- (5) 当該工事の予定価格に相応する等級に格付された者が過少で、前各号により難しい場合は、当該工事の等級以上の者の中から選定しなければならない。
- (6) 格付を行わない工種の場合は、当該工事の工種に登録されたすべての者の中から選定することができる。

(運用基準)

第4条 入札参加者の選定に当たっては、別表1に定める運用基準に留意するものとする。

(補則)

第5条 この基準に定めのない事項又はこの基準により難しい事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年9月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

運 用 基 準

項 目	具 体 的 な 内 容
(1) 審査基準日以降における経営状況	新聞、その他情報等により銀行取引停止等の事実また経営状況が著しく不健全であることを確認したときは、当該状況が改善されたと判断されるまでの間、指名しないこと。
(2) 審査基準日以降における工事成績の状況	(1) 市発注工事の施工成績が65点未満である者は、当該工事で以降3カ月の間、指名しないこと。 (2) 工事成績が特に優良である場合は、これを尊重すること。
(3) 当該工事に対する地理的条件	本店、支店、営業所等が本市又は近隣市町に所在しており、当該工事を確実かつ円滑に実施できる施行体制が確保されていること。
(4) 手持ち工事からみた施行能力	市発注工事の手持ち状況からみて、当該工事を施工する能力があると判断されること。
(5) 当該工事の施工に対する技術的適性	(1) 当該工事と同種又は同規模の施工実績があること。 (2) 当該工事を施工するに足る有資格技術者を確保できること。
(6) 審査基準日以降における安全管理の状況	(1) 市発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの改善指導があり、当該指導に従わない場合、3カ月の間、指名しないこと。 (2) 市発注工事について、過去2年間死亡事故の発生がないこと等、安全管理の成績が特に優良である場合は、これを尊重すること。

<p>(7) 審査基準日以降における労働福祉の状況</p>	<p>(1) 新聞、その他情報で賃金不払の事実について確認された場合3カ月の間、指名しないこと。</p> <p>(2) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み、関係行政機関から表彰を受けている等、労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを尊重すること。</p>
<p>(8) 審査基準日以降における不正・不誠実行為の有無</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 市発注工事に関し、次に掲げる事項に該当し、請負者として不適当であると認められるとき。</p> <p>ア 一括下請等、関係行政機関等からの通知により、請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p> <p>イ 工事請負契約書に基づく措置請求に請負者が従わないこと等、請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>(2) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして公共工事からの排除要請があり当該状態が継続している場合等明らかに請負者として不適当と認められること。</p>
<p>(9) 審査基準日以降におけるその他の状況</p>	<p>過去2カ年、指名回数に偏りが無いが勘案すること。</p>

別表2 (第3条関係)

工事発注の標準となる予定価格

区分 等級	土木、建築、水道施設、管、電気、ほ装、とび・土工・コンクリート
A	5,000万円以上
B	1,000万円以上 5,000万円未満
C	1,000万円未満